

「取引所外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面・注意喚起文書）」の新旧  
対照表

平成24年12月7日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様の取引所外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。<u>税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。</u>その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様の取引所外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>

以上